

北海道体育学会著作権規程

(目的)

第1条 本規程は、著作者の権利の保護と学会活動の円滑な運営を目的として、「北海道体育学研究」に記載される論文等（以下、本学会著作物等という）の著作権について取り決めるものである。

(本学会への著作権の譲渡)

第2条 本学会著作物等に関して、最終原稿提出時に、著作者は本学会との間に、著作権を本学会に譲渡する契約を締結し、本学会著作物等の著作権は原則として本学会に帰属するものとする。

(著作者による複製、翻訳、翻案権の保護)

第3条 著作者が、自身による本学会著作物等の全部または一部を、複製、翻訳、翻案等の形で利用することを希望した場合、本学会は、出典の明示を求めることを条件に、原則としてこれを認めるものとする。

(機関リポジトリ登録の許可)

第4条 第三者が本学会著作物の複製、転載あるいは機関リポジトリ登録許可を求めてきた場合、特に問題が認められなければ、本学会は原則として許可を与えるものとする。

2 前項により、第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、原則として本学会の会計に繰り入れるものとする。

(著作権の侵害への対処)

第5条 本学会著作物等に対して第三者による著作権侵害があった場合、本学会と著作者は、対応について協議・処置するものとする。

2 本学会著作物等が第三者の著作権侵害、名誉毀損またはその他権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、その責任は原則として著作者が負うものとする。

(その他)

第6条 その他、本規程に関する協議は、理事会において行うものとする。

付則 本規程は、「北海道体育学研究」第48巻から適用する。